⑸　使用する主要な資機材　コンクリート　12.6千㎥、鉄筋　1.7千ｔ、ＰＣ鋼材　30.6千kg、鋼材　0.5千ｔ、アスファルト　5.5千ｔ、床版防水材　34.7千㎡

⑹　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。

⑺　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者との価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は10億円程度（税込み）を想定している。また、建設工事の参考額及び参考工期は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出期間の最終日において、下記①又は②のいずれかに該当する者であること。

①　単体で競争参加する場合

工事種別「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成31・32年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が「土木工事」については1500点以上、「ＰＣ橋上部工工事」については1300点以上、「鋼橋上部工工事」については1300点以上、「橋梁補修工事」については1200点以上の者であること。

②　特定建設工事共同企業体・乙型（分担施工方式）(以下「特定ＪＶ」という。)を構成して競争参加する場合

次のⅰ）からⅳ）のすべてを満たす構成となっていること。また、構成員の数は、２者から12者（工事種別毎に最大３者）とし、「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」のうちの複数の工事種別の構成員を兼ねることができるものとする。

なお、特定ＪＶを構成するすべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

ⅰ）本工事のうち工事種別「土木工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成31・32年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、経営事項評価点数が以下のとおりであること。

・　施工を行う者が１者　1500点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1400点以上

ⅱ）本工事のうち工事種別「ＰＣ橋上部工工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「ＰＣ橋上部工工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成31・32年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

・　施工を行う者が１者　1300点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1200点以上

ⅲ）本工事のうち工事種別「鋼橋上部工工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「鋼橋上部工工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成31・32年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

・　施工を行う者が１者　1300点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1200点以上

ⅳ）本工事のうち工事種別「橋梁補修工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成31・32年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、経営事項評価点数が以下のとおりであること。

・　施工を行う者が１者　1200点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1100点以上

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。)

⑷　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む。）において、東日本高速道路株式会社から「地域１（北海道支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。

⑸　審査基準日において、平成16年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、施工実績として記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

①　単体で競争参加する場合：下記の実績をすべて有すること。

同種工事ａ　躯体高さ８ｍ以上のコンクリート橋脚の工事
同種工事ｂ　オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事
同種工事ｃ　ＲＣ床版橋（中空床版橋を含む。）を架設した工事
同種工事ｄ　ＰＣ（ＰＲＣ）橋を架設した工事
同種工事ｅ　鋼橋の工場製作
同種工事ｆ　鋼橋を架設した工事
同種工事ｇ　道路橋において、下記のイ）又はロ）のいずれかの施工実績
イ）プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による床版の新設又は取替を実施した工事
ロ）ＰＣ上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事
同種工事ｈ　高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

②　特定ＪＶを構成する場合：

１）土木工事を施工するすべての者が下記の実績を有すること。

同種工事ａ　躯体高さ８ｍ以上のコンクリート橋脚の工事
同種工事ｂ　オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事
同種工事ｃ　ＲＣ床版橋（中空床版橋を含む。）を架設した工事

２）ＰＣ橋上部工工事を施工するすべての者が下記の実績を有すること。

同種工事ｄ　ＰＣ（ＰＲＣ）橋を架設した工事